

リサーチ・ペーパー第1号

のれんの償却

2015年5月

のれんの償却に関する リサーチ

目 次

I.	本ペーパーの目的.....	3
II.	背 景.....	3
III.	開示情報のレビュー.....	5
IV.	上場企業への質問票.....	7
V.	学術文献の限定的なレビュー.....	16
VI.	財務諸表利用者との議論.....	18
VII.	我々の予備的な考察.....	19

(仮 訳)

I. 本ペーパーの目的

1. 本ペーパーは、財務報告基準に関する国際的な議論に貢献するために企業会計基準委員会（ASBJ）スタッフが行ったのれんの償却に関するリサーチ作業について、予備的な結果の要約を提供するために作成したものである。
2. ASBJ は、のれんの会計処理及び開示ならびに関連事項について、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及びイタリアの会計基準設定主体（OIC）と「リサーチ・グループ」¹を結成したうえで、連携しつつリサーチ作業を進めている。リサーチ・グループは、将来的に結果を公表することを目指してリサーチ作業を継続する予定である。ASBJ は本ペーパーを単独で公表しているが、本ペーパーに示しているリサーチによる成果は、今後数か月の間に実施を予定しているリサーチ・グループによる今後の作業の一部を構成する可能性がある。

II. 背景

3. ASBJ、EFRAG 及び OIC は、ディスカッション・ペーパー（DP）「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」²（以下「のれん DP」という。）を 2014 年 7 月に公表した。
4. 29 通のコメントレターがのれん DP に対して寄せられた。大半のコメント提出者は、のれんの償却を再導入すべきであるというリサーチ・グループの予備的見解に同意していたが、これらのコメント提出者は、IASB が最長の償却期間を示すべきかどうかに関して意見は分かれていた。一部のコメント提出者は、のれんの耐用年数を決定するのは、主観的でありかつ高いレベルの判断が必要であることを承知しているほか、多くのコメント提出者は、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンスを IASB が開発すべきであると考えていた。詳細な分析につ

¹ リサーチ・グループは、Tommaso Fabi（OIC のテクニカル・ディレクター）、Marco Mattei（OIC のプロジェクト・マネージャー）、Filippo Poli（EFRAG のリサーチ・ディレクター）及び関口智和（ASBJ の常勤委員）で構成されている。

² ディスカッション・ペーパーは、以下のウェブサイトに掲載されている。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/discussion/discussion_20140722_e.pdf

(仮 訳)

いては、2015年2月に公表したフィードバック・ステートメント³に掲載されている。

5. 2014年9月の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議において、リサーチ・グループは、のれん DP について ASAF メンバーと国際会計基準審議会 (IASB) メンバーに説明を行った。その際に、会議参加者の中には、会計基準の中で適切な償却期間の長さを定めることはそもそも可能なかどうかを疑問視した者もいた。また、20年はのれんの償却期間として長すぎるであろうという見解もあった。
6. さらに、ASBJ は「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (JMIS) について、2013年8月より審議を行っている。JMIS では、企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理 (案)」において、IFRS 第3号「企業結合」の会計処理の要求事項を修正し、取得企業に対して企業結合から生じるのれんをその耐用年数にわたって償却することを要求する提案を行った。また、ASBJ の審議において、のれんを償却すべき期間をどのように定めるべきかに関する議論もされた。ASBJ は JMIS を近日中に公表することを予定しており、当該基準の結論の背景においてこうした議論について説明を記述することを予定している。
7. これらの動向を踏まえ、ASBJ は、日本基準では依然としてのれんの償却を要求しているという事実を踏まえて、日本企業の現在の実務に関する実態調査を実施することを決定した。
8. 日本基準において、企業は、取得したのれんを、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法又はその他の合理的な方法を用いて定期的に償却することが要求されると同時に、一定の閾値を満たす場合には減損損失を認識することが要求されている (以下「償却及び減損アプローチ」という。)
9. また、日本基準では、のれんの表示及び開示の要求事項に関して、とりわけ、次の規定を有している。
 - (a) 表示：のれんは無形固定資産の区分の一部として表示し、のれんの償却額は販売費及び一般管理費の一部として表示しなければならない。

³ フィードバック・ステートメントについては、以下のウェブサイトを参照していただきたい。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/discussion/feedbackstatement_20140722_e.pdf

(仮 訳)

(b) 開示：のれんの償却期間及び償却方法を連結財務諸表の注記で開示しなければならない。

10. これを踏まえ、我々は、以下の作業を実施した。

(a) 日本基準におけるのれんの償却期間についての現在の実務に関して、公開されている開示情報のレビュー（株価がJPX日経インデックス400⁴に参照されている上場企業の年次財務報告書の開示をレビューすることによって）

(b) のれんの償却に関する実務についての質問票をわが国の大手上場企業の一部に送付

(c) 「減損のみのアプローチ」と「償却及び減損アプローチ」との比較及び企業の超過収益力が消失する期間を調査した学術文献の限定的なレビューの実施

(d) のれんの償却についての見解に関するわが国の財務諸表利用者との議論

III. 開示情報のレビュー

調査の概要

11. 我々は、JPX日経インデックス400に含まれている上場企業の直近の年次財務報告書で示されている会計方針の開示をレビューした（そのうち、286社が2014年3月31日を報告日として日本基準に従って連結財務諸表を作成していた）。286社のうち、247社が、使用した償却期間の開示を重要な会計方針の一部として提供していた。

発見事項

12. レビューによる主要な発見事項は次のとおりである⁵。

(a) 135社が、のれんを償却している具体的な年数⁶を記載（例えば、5年、10年又は20年）

⁴ JPX日経インデックス400は、資本の効果的活用や投資者を重視した経営観点など、グローバルな投資の基準を満たし、投資者にとって魅力の高い企業で構成されている。JPX400の追加的な情報については、以下のリンクを参照いただきたい。
http://www.tse.or.jp/market/topix/jpx_nikkei.html

⁵ 6社が、アプローチ(a)、(b)及び(c)を組み合わせたアプローチに言及した。したがって、この影響により、本項の(a)から(d)に記載している企業総数(253)は、前項に記載した数字(247)と一致しない。

(仮 訳)

- (b) 86社が、のれんを償却している期間の範囲に言及（例えば、5年から10年、20年以内の期間）
 - (c) 27社が、のれんを償却している期間を明示するのではなく、記述的な説明を提供
 - (d) 5社が、企業結合が行われた期間にのれんを費用として認識⁷
13. のれんを償却している具体的な年数に言及していた135社（前項の(a)に対応）が提供していた開示において、以下の期間が示されていた。
- (a) 5年：74社
 - (b) 10年：13社
 - (c) 20年：19社
 - (d) その他の期間：29社
14. のれんを償却している期間の「範囲」を記載していた86社（本ペーパーの第12項の(b)に対応）が提供していた開示において、以下の範囲が示されていた。
- (a) 20年以内：55社
 - (b) 5年から10年：9社
 - (c) 5年から20年：8社
 - (d) その他の範囲：14社
15. 記述的な説明を提供していた27社（本ペーパーの第12項の(c)に対応）は、通常、会計基準の記載に沿っていた（例えば、「償却期間は、のれんがその効果が及ぶと見込まれる期間に基づいて算定している」旨を記載）。

⁶ 本項における具体的な年数は、すべての企業結合に適用される一律の期間を意味するものではない。

⁷ 日本基準では、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、取得したのれんを取得が行われた期間に費用処理することも認めている。

IV. 上場企業への質問票

調査の概要

16. 公開されている開示情報のレビューに加えて、我々は、のれんの償却に関する現在の実務を理解するために、日本企業に質問票を送付することによってアンケート調査を実施した。質問票は付録-I に再録している。
17. このアンケート調査の概要は次のとおりである。

- (a) 調査期間：2014年11月25日から2014年12月19日
- (b) 質問票を送付した企業総数：56社（回答者の大半は大規模な多国籍企業）
- (c) 受け取った回答：26社（そのうち、19社が日本基準、3社がIFRS、4社が米国基準を使用⁸）
- (d) 質問項目の要約：
 - のれんの償却期間に関する事項。これには以下の項目が含まれる（質問1及び質問2）
 - のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因
 - 償却期間の特定についての企業の内部方針（もしあれば）及びその理由
 - 直近の5年間に経験したすべての主要な取得について個々の償却期間及び当該償却期間を決定する際に考慮した要因
 - 償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠
 - のれんの償却方法の決定についての現在の実務（具体的には、定額法以外の方法を適用しているのかどうか。）（質問3）
 - のれんの残存価額の設定についての現在の実務（具体的には、残存価

⁸ IFRS又は米国基準を使用している回答者は、のれんの償却を現在行っていないため、質問5から質問7までのみに回答した。

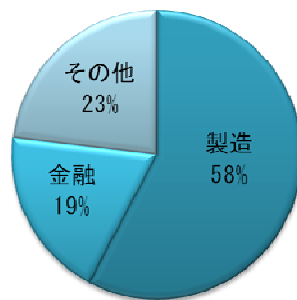
(仮 訳)

額をゼロ以外で算定したことがあったかどうか。) (質問4)

- のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解 (質問5及び質問6)
- のれんの償却に関するその他のコメント (質問7)

18. 回答者の総数 (26社) のうち、15社 (58%) が製造業、5社 (19%) が金融業、6社 (23%) がその他の業種であった。これを、以下の図表で視覚的に示している。

図表1：回答者の業種別分類



19. 回答者の規模を例示するため、これらの企業の直近の連結財務諸表 (2013年12月31日又は2014年3月31日終了年次期間) に基づき、関連する勘定 (売上高及び総資産) について、金額をベースに分類した社数を次の表に示している。なお、この表は、あくまでも参考のために示したものであり、ASBJスタッフは回答者の規模とのれんの会計処理に関する事実関係や見解との関連性について考察を行っていない。

(売上高)

金額	製造	金融	その他	合計
1兆円未満	2	1	-	3
1兆円から 5兆円	8	3	3	14
5兆円から 10兆円	4	1	3	8

(仮 訳)

金額	製造	金融	その他	合計
10兆円以上	1	-	-	1
合計	15	5	6	26

(総資産)

金額	製造	金融	その他	合計
1兆円未満	2	-	-	2
1兆円から 5兆円	8	1	3	12
5兆円から 10兆円	3	1	2	6
10兆円以上	2	3	1	6
合計	15	5	6	26

20. 以下の各項では、本ペーパーの第17項の(d)に記載した質問のそれぞれに対する回答を要約している。

発見事項*のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因*

21. 質問1(すなわち、のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因)に関して、我々は、以下の事項を発見した⁹。詳細については、付録-IIの表1を参照していただきたい。

(a) 多くの回答(31中の12)が、通常考慮する要因として以下の両方又はどちらかに言及した。

- 被取得企業が単独で、より高い将来キャッシュ・フローを維持すると見込まれる期間

⁹ 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

- 取得企業と被取得企業の結合から生じるシナジーが実現すると見込まれる期間
- (b) 多くの回答（31 中の 11）が、通常考慮する要因として投資の予想回収期間に言及した。
- (c) 少数の回答（31 中の 2）が、通常考慮する要因として関連する識別可能な主要資産の耐用年数に言及した（例えば、無形資産）。

22. さらに、複数の回答が、考慮することが多い要因として以下に言及した。

- (a) のれんの効果が及ぶと見込まれる期間の見積りに関する不確実性
- (b) 未認識の無形資産の効果が及ぶと見込まれる期間の平均年数
- (c) 貸借対照表での資産の過大表示のリスク（開業当初の企業に特有のリスクとマクロ経済的リスクを含む）
- (d) 企業の財務能力
- (e) のれんの規模

償却期間の特定についての企業の内部方針（作成している場合）

23. 質問 2-1（すなわち、償却期間を特定する際の企業の内部方針及びその理由）に関して、以下の回答を受け取った¹⁰。

- (a) 回答者の過半数（63%、19 社中の 12 社）が、のれんの償却期間の算定に関する決定を単純化するように、社内方針を設けていると述べた。彼らはさらに、次のように説明していた。
 - 7 社が、通常、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間を信頼性をもって見積ることができない場合、又は、のれんの金額に重要性がない場合には、基本となる償却期間を 5 年に設定していると記載していた（主に、相対的に投資の金額が少額である企業結合がこれに該当する。）。それらの回答者の一部は、この実務の理由は、すでに廃止されている商法において存在

¹⁰ 日本基準では、内部方針の設置や維持を企業に要求していないが、企業は、会計基準の要求事項を適用するために内部方針を作成している場合がある。

(仮 訳)

していた規定又は過去に存在していた会計基準等によるものであると回答した。

- 3社が、5年以外の具体的な償却期間を基本となる償却期間として設定していた。これらの償却期間には、事業の特性を考慮して決定する（したがって、例えば、20年を基本とする）とされていたものがあつたほか、投資効果の発現期間の見込みに過去の取得実績に基づく調整を加味して決定している（したがって、例えば、10年を基本とする）と記載していたものがあつた。
- 2社が、のれんの規模に応じて、企業結合ごとに異なる償却期間を設定することを基本方針としていると記載した。

(b) その他の回答者は、のれんの償却期間に関する内部方針を特に設けているとは記載していなかった。

主要な企業結合についての償却期間及び考慮した要因

24. 質問 2-2（すなわち、過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間及び償却期間を決定する際に企業が実際に考慮した要因）に関して、以下の回答を受け取った¹¹。

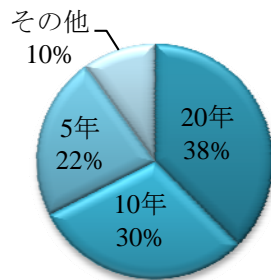
- (a) 主要な企業結合の 3 分の 1 以上（38%、40 中の 15）について、見積った償却期間は 20 年であった。
- (b) 主要な企業結合の約 3 分の 1（30%、40 中の 12）について、見積った償却期間は 10 年であった。
- (c) 主要な企業結合の約 4 分の 1（22%、40 中の 9）について、見積った償却期間は 5 年であった。
- (d) いくつかの主要な企業結合（10%、40 中の 4）について、見積った償却期間は 20 年、10 年、5 年のどれでもなかった。

25. 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間の現在の実務に関する質問への回答を、以下の円グラフで視覚的に示している。

¹¹ 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

図表 2 : 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間



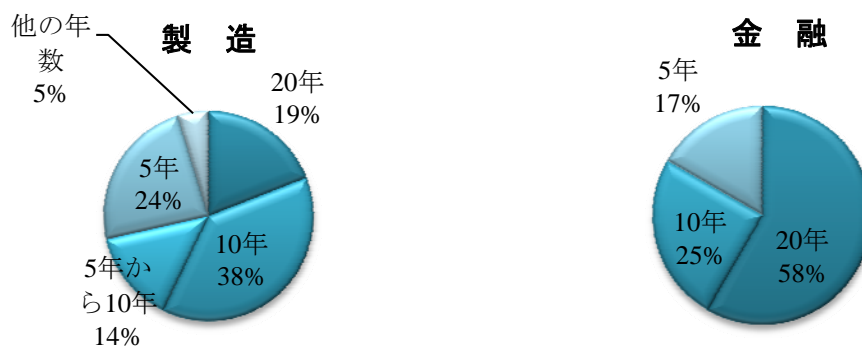
26. 付録-II の表-2 は、この結果の業種別の分析を表している。回答の特徴は、次のとおりである。

(a) 製造業の企業については、償却期間は 10 年以内であることが多かった (76%、21 中の 16)

(b) 金融業の企業については、償却期間は 20 年であることが多かった (58%、12 中の 7)

27. 以下の円グラフは、業種別 (すなわち、製造業と金融業) に分類した企業からの、過去 5 年間の主要な企業結合の償却期間に関する質問への回答の要約を表している。

図表 3 : 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間 (業種別分類)



28. 付録-II の表 3 は、回答の要因別の分析を表している。回答の特徴は、次のとおりである。

(仮 訳)

- (a) 償却期間が 20 年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、大半のケース（87%、15 中の 13）で、被取得企業からのより高い収益率又は取得企業と被取得企業の間でのシナジー効果のいずれか、あるいはその両方を考慮に入れて行われていた。
- (b) 償却期間が 10 年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、企業結合に係る投資の予想回収期間に基づいて行われていることが多かった（66%、12 中の 8）。主要な企業結合の 66%（9 件中の 6 件）において、償却期間は 5 年と見積られた。

償却期間の選択の判断を裏付ける根拠

29. 質問 2-3（すなわち、償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠）に関して、以下の回答を受け取った¹²。

- (a) 回答者の約半数（47%、17 社中の 8 社）が、次の両方に言及していた。
- 投資意思決定に関する取締役会資料や稟議資料
 - 買収時のデュー・デリジェンスや価格算定に関する外部の報告書
- (b) 回答者の約 3 分の 1（29%、17 社中の 5 社）が、前項の箇条書きに示した文書のいずれかに言及していた。
- (c) 回答者の約 5 分の 1（18%、17 社中の 3 社）が、上述の資料と併せて「その他の資料」に言及しており、以下を具体的に示した。
- 被取得企業の市況に関する見通しについての外部報告書
 - 被取得企業の主要顧客との既存の契約
 - 取得に対して支払った対価を決定した際に作成した内部情報
 - 被取得企業の事業の性質

¹² 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

償却方法

30. 質問 3 (すなわち、定額法以外の償却方法を使用したかどうか) に関しては、日本基準では定額法以外の償却方法の使用を明示的に排除しているわけでないが、定額法以外の償却方法を選択したと記載していた回答者はいなかった。

のれんの残存価額

31. 質問 4 (すなわち、のれんの償却にあたって残存価額を見積ったかどうか) に関しては、日本基準では企業がのれんの残存価額を見積ることを明示的に排除しているわけでないが、残存価額をゼロ以外で見積ったと記載した回答者はいなかった。

のれんの償却期間の要求事項をどのように規定すべきかに関する見解

32. 付録-II の表 4 は、質問 5 及び質問 6 (すなわち、のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解) に対する回答の要約を表している。

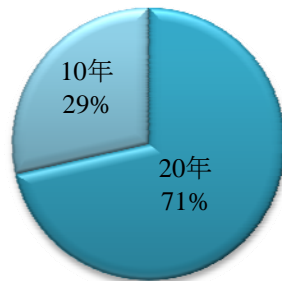
33. 回答者は、以下の見解を示していた。

(a) 回答者の約半数 (48%、25 社中の 12 社) が、基準において定められた一定の最長期間を超えない償却期間の範囲で企業が適切な償却期間を設定するアプローチを支持しており、これらの回答者全てが 20 年を最長期間とすべきであると述べていた。これは、主に以下の理由によるものである。

- 原則として、企業 (関連性のある事実について最も広範な知識を有している) が、それぞれの事実及び状況に基づいて適切な償却期間を見積る責任を負うべきである。しかし、経営者の裁量の程度を適切に管理するためには、最長期間は依然として必要となるであろう。
- 適切な償却期間は、ケースバイケースで異なり、一律に適切な償却期間を定めることはほぼ不可能であるだろう。
- 規模が小さい企業結合については短い期間が適切であるかもしれないが、取得の規模が大きくなる (取得の意思決定はより長期的予測に基づいて行われる) 場合には、長い期間 (例えば、20 年) が適切であることが多い。
- 20 年を超えて将来の事業及び経済状態を予測することは極めて困難となるであろう。

(仮 訳)

- 最長期間を 20 年と設定することは、現行の日本の会計基準と整合的である。
- (b) 回答者の約 3 分の 1 (28%、25 社中の 7 社) が、(最長の) 基本となる期間を定めつつ、合理的な説明により反証可能な場合には、より長い期間を使用するというアプローチを支持した。それらの回答者の 7 社のうち、5 社が 10 年が基本となる期間として適切であるだろうと述べたほか、2 社が、20 年が基本となる期間として適切であるだろうと考えていた。言及していた主要な理由は、以下のとおりである。
- 会計基準中である最長期間を反証可能な推定として定めることによって、財務情報の比較可能性が向上するであろう。
 - 基本となる期間を反証可能な推定として定めることは、経済的実態を反映する機会を与えつつ、実務において単純さを提供することになる。
 - 10 年を基本となる期間とすることは、フリー・キャッシュ・フローが通常 10 年にわたり見積られるという事実並びに非公開企業に対する米国基準の要求事項と整合的である。
 - 10 年は、事業環境の変化のスピードを反映するものであり、ブランド (のれんと類似した性質又は特徴を有する場合がある) の償却期間として使用されることが多い。
 - のれんの償却期間を長くしすぎると、償却額の認識が不適切な程度に遅れ、結果として経営者による安易な企業結合が評価される企業文化が助長され、企業の持続的成長や長期的な企業価値の向上を阻害しかねない。企業経営に適切な規律をもたらす面から考えても、10 年を最長期間と設定することは、適切と考えられる。
 - 見積りの期間が長くなればなるほど、その仮定はより不確実となるであろう。したがって、反証可能な基本となる償却期間 (10 年) を設けることは適切と考えられる。
34. のれんの償却期間について会計基準で規定すべき適切な年数に関する回答者の見解を、以下の図表で視覚的に示している。

図表 4 : のれんの償却の適切な年数に関する見解¹³

その他のコメント

35. 質問 7 (その他のコメント) に関して、回答者は、以下の見解を示していた。

- (a) IFRS と米国基準は、企業結合の会計処理の要求事項についてのコンバージェンスを維持すべきである (特に、のれんに関する要求事項について)
- (b) 償却期間について完璧な答えを発見することが可能かどうかを検討する前に、のれんの償却を要求するという基本的な方向性に向けて検討を進めることが重要である。償却期間の適切な長さについては、基本的な方向性に関する決定を行った後に、調査を行うべきである。
- (c) のれんの会計処理に関する論点は、関連する会計処理の要求事項 (無形資産を区別して認識すること、及び全部のれん方式が適切かどうかを含む) と併せて議論すべきである。同時に、減損テストの手続の簡素化を検討することも望ましいであろう。

V. 学術文献の限定的なレビュー

36. 前の各セクションにおいて説明したリサーチ作業に加えて、我々は、以下の目的でさまざまな学術文献をレビューした。

- (a) 学術文献が「減損のみのアプローチ」又は「償却及び減損アプローチ」のどちらを支持しているのか、また、その場合には、どのように支持しているのかを見出すため。これは、IASB が依頼した学術調査の結果では、減損のみのアプロ

¹³ この円グラフは、本ペーパーの第 32 項の(a)と(b)の両方に対応するデータに基づいて作成されている。

(仮 訳)

一斉においてのれんに関する減損損失が認識される際には、シグナル的効果がもたらされることから、減損のみのアプローチの方が有用性が高いことが裏付けられる証拠があると示しているようであったからである。

- (b) 超過収益力が消失するであろう期間に関する示唆を調査研究で提供していたのを見極めるため。のれんの構成要素の大部分が企業の超過収益力であると考えられると推定すると、我々は、この主題に関する学術調査の発見事項は、償却期間に関する会計処理の要求事項を考慮する際に有用となるであろうと考えた。

37. 我々が限定的レビューを実施した学術文献の母集団は、IASB スタッフ¹⁴がレビューしたペーパーと我々が提言を求めた学識者がアドバイスしたいくつかの他のペーパーに基づいて決定された。

38. 以下の各項は、我々がリサーチの中で発見したことの簡潔な要約を提供している。レビューした学術文献の一覧については、本ペーパーの付録-III で示している。

減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチとの比較

39. 日本の学識者と協議を行い、我々は、減損のみのアプローチにおけるのれんの価値関連性を、償却及び減損アプローチと比較して調査していた関連する学術研究をレビューした。我々がレビューしたペーパーには、IASB スタッフがレビューしたペーパーと我々が独自に選定したペーパーとの両方が含まれている。主要な発見事項の要約及び ASBJ スタッフの解説（限界を含む）を付録-IV の表 1 に示している。

40. レビュー作業の結果として、我々は、次の理由により、学術論文の研究成果によって、減損のみのアプローチの方が償却及び減損アプローチよりも優れていると結論を下すことは、少なくとも、困難であると考えた。

(a) 我々がレビューした調査は、2 つのアプローチの価値関連性の程度を同じ条件により比較していなかった。

(b) 減損損失の認識と株価との間に価値関連性があるという事実が必ずしも、市場は減損損失が財務諸表に認識されたという事実に対応したことを示唆するものではない可能性がある。

¹⁴ IASB スタッフが 2014 年 9 月の IASB ボード会議で提示したペーパーのうち、我々がレビュー対象に含めたのは、テーマが「価値関連性」に関連するペーパーである。

(仮 訳)

- (c) いくつかの調査は、減損損失の認識と株価の間での相関関係は非常に少ないと示してさえもいた。
- (d) いくつかの制御因子がある（特に、学術研究が、IFRS が特定の法域で最初に適用された期間に係る財務情報に基づいて行われていた場合）。
- (e) いくつかの調査では、減損テストの要求事項に関する準拠のレベルは、企業の所在地及び財務諸表の監査に従事する監査人に応じて大きく異なると示されていた。これは、減損損失が必ずしも適時に認識されていないことを示唆している可能性がある。さらに、当該要求事項から生じるコストと便益が調査研究の下で検討されることは多くはなかった。

超過収益力が消失するであろう期間

- 41. 我々は、以下の事項を検討するにあたり、証拠を探るために関連する学術文献をレビューした。
 - (a) 超過収益力は、業種平均に平均回帰すると見込まれるのかどうか。
 - (b) 超過収益力が業種平均に平均回帰すると見込まれる場合には、業界平均に平均回帰すると見込まれる期間の長さはどのくらいなのか。
- 42. 本ペーパーの付録-IV の表 2 は、これらの目的のために我々がレビューしたペーパーを選定的に説明している。我々は、これらの調査が、超過収益力は業界平均に平均回帰する（これは、超過収益力が時の経過とともに消失することを示唆することになる）と明白に結論付けていたことに留意した。いくつか調査はさらに、超過収益力の大部分は、企業結合後の最初の 5 年間にわたって消失し、10 年以内に消滅していると述べていた。

VI. 財務諸表利用者との議論

- 43. 付録-V には、日本証券アナリスト協会（SAAJ）がのれんの償却に関する利用者の見解に関して実施したアンケート調査からの抜粋を付属している。SAAJ は、このアンケート調査を、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」（JMIS）に関する ASBJ の公開草案に対するコメントレターを作成する際に、実施した。

(仮 訳)

44. このアンケート調査結果で示されているように、減損のみのアプローチ又は償却及び減損アプローチのどちらを選好するのかに関してわが国の利用者の見解は分かっていた。しかし、結果は、利用者の過半数が、償却及び減損アプローチに対する支持を表明していることを示していた。
45. 理解を深めるために、我々は、その論拠を探るため、わが国の利用者にアウトリーチを行った。議論の中で、一部の利用者は、償却及び減損アプローチにより財務情報がより豊富になると説明した。これは、例えば、当該アプローチは、投資に係る予想回収期間に関する経営者の見解について何らかの示唆を提供することになるからである。彼らは、フリー・キャッシュ・フローを計算する際に償却費を足し戻すが、このプロセスは比較的単純明快であり、そうすることのコストは償却及び減損アプローチによる増分的な情報の便益と比べて大きくなりすぎることはないと考えていた。

VII. 我々の予備的な考察

46. 学術文献のレビューにおいて行った考察(本ペーパーの第40項から第42項を参照)を除いて、これまでの作業に基づき、我々は、以下の考察を示している。
- (a) 多くの人々は、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間にわたりのれんを償却すべきであるという原則に同意しているようであったが、これをどのように適用すべきなのかについての見解は異なっていた。例えば、被取得企業が単独で、より高い将来キャッシュ・フローを維持すると見込まれる期間のみを意味すると解釈している者もいたが、取得企業と被取得企業の両方から生じるシナジーが実現すると見込まれる期間も含めるべきであると解釈している者もいた。これは、基準設定の取組みを行う際に、我々が統合的な理解を図るべき領域の1つであるかもしれない。
- (b) 上述の2つの要因に加えて、予想回収期間は、償却期間を見積る際に要因として言及されることが多かった。予想回収期間の概念は、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間と完全に一致しているわけではないが、予想回収期間の概念は、少なくとも、適切な償却期間を検討するための適切な出発点となるであろう。
- (c) 日本基準では、企業がのれんの償却に関する社内方針を設けることを要求していないが、回答者の過半数は、会計処理の要求事項内で社内方針を設けていた。

(仮 訳)

こうした方針の多くは、のれんの金額が少額である場合については期間を短く定めながら、大規模な企業結合については事実と状況によって、個別に決定することを求めているようであった。多くのこうしたケースにおいて、企業は、社内方針で設けている基本となる期間よりも長い期間を選択していたようであった。

- (d) サンプルの母集団は必ずしも大きくはないが、調査の中で、我々は、見積った償却期間に関しては、業種間で多少の相違があることを発見した。特に、金融業界で事業を行う企業は、より長い期間を選択する傾向があった。これは、金融業の商品（例えば、商業銀行による長期貸付又は保険会社による生命保険契約）は長期的な性質のものであることにより、償却期間が長くなる傾向がある。
- (e) 公開されている開示情報のレビューに基づき、多くの企業結合については、5年が適切な償却期間として見積られることが多かったことを発見した。しかし、大規模な企業結合から生じたのれんについては、多くの企業が、より長い年数（20年までの年数）が適切な償却期間であると見積っていた。これは、主に、大規模な企業結合について、企業は、長期にわたるシナジー効果を期待して、より長期的な視点に基づいて投資の意思決定を行うことが多いからである。
- (f) 多くの企業は、のれんの償却期間の決定の論拠を裏付けるための文書（取得の決定に使用した文書やデュー・デリジェンス文書など）を使用していた。稀ではあるかもしれないが、主要な顧客との契約などの文書又は被取得企業の事業の性質も償却期間を裏付けるために使用されていた。
- (g) 日本基準はのれんの償却において残存価額を設定することを禁止していないが、のれんの償却の目的上、ゼロ以外の残存価額を設定している企業はないようであった。同様に、日本基準は定額法以外の償却方法の使用を禁止していないが、他の方法を使用していた企業は実質的になかった。それでも、一部の学術文献は、減損損失を認識することには価値関連性があることを示唆していると考えられる点を踏まえると、他の償却方法（逡増償却法を含む）が適切かどうか、適切である場合、それはどのような場合かについて、今後のリサーチの中で検討することには価値があるかもしれない。

(仮 訳)

- (h) 他の期間を使用する余地を与えずに一律の償却期間を使用することに対する支持はなかった。しかし、のれんの償却期間を規定する方法に関して見解は異なっており、以下のような見解が含まれていた。
- (i) 多くの人々は、最長期間を 20 年と定めることに支持を表明していた。これは主に、彼らは、そもそも企業が償却期間を見積る責任を負うべきであり、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間は、より規模が大きい企業結合については長くなるであろうと考えていたからである。彼らは、より短い期間の使用を要求することは、こうした大規模な企業結合の経済的実態を反映することにならないと考えていた。また、他の人々の中には、具体的な年数として 20 年の償却期間を選好すると考えた回答者がいた。これは、日本基準において 20 年が最長の償却期間として規定されていることにも一部起因するものと考えられる。
- (ii) 他には、10 年を（最長の）基本となる期間として定めながら、評価を裏付ける強固な証拠が示される場合にはより長い期間を認めるアプローチに対する支持を表明した者がいた。
- (iii) また、学術文献¹⁵の結論を引用して、償却期間の規定方法は、会計処理の要求事項の一般原則が、一般的でないケースでさえも扱うべきかによって異なるとも言及された。一般的でないケースも一般原則で捕捉すべきであると考えられる場合には、20 年を超えない期間にわたりのれんの償却を要求する規定を設けることが正当化される可能性がある。そうでない場合には、例外的なケースにおいてはより長い期間を認めつつ、のれんを償却する期間は、より短くすべきである。
- (i) 利用者との議論を踏まえると、のれんの償却が利用者にとって有用かどうかは、償却金額が、特定の財務分析（フリー・キャッシュ・フロー情報の見積りを含む）を目的として足し戻されるか否かのみによって、判断されるべきではないと考えられる。例えば、次の点について、更なる考察が必要と考えられる。
- (i) 財務諸表の情報価値が全体としてどのように改善するか

¹⁵ 例えば、「Nissin and Penman (2000)」をご参照いただきたい。

(仮 訳)

- (ii) 利用者の作業量の増加(この場合には、利用者が償却額を足し戻す作業量)が他の価値のある可能性がある情報(経営者の償却期間の見積りに関する情報を含む)の損失を合理的に正当化するものかどうか
- (iii) ある会計上の要求事項が稼得利益に関する情報の質に資するものか